

「特別の教科 道徳」

ポイント解説資料 **改訂版**

CONTENTS

- 解説マンガ** 何が変わる？ 特別の教科 道徳（道徳科） 島恒生／たら子 …… 表紙裏
- 小学校** 道徳科 授業実践に向けて 藤永芳純 …………… 6
- 中学校** 「道徳科」の設置と学校が対応する課題 吉澤良保 …………… 8
- 評価** 道徳科の評価について 島恒生 …………… 10
- 学習指導要領新旧対照表** 小学校総則，小学校道徳科 野平慎二 …………… 12
- 学習指導要領新旧対照表** 中学校総則，中学校道徳科 野平慎二 …………… 36



道徳科 スケジュール

年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)
	一部改正学習指導要領 告示		新学習指導要領 告示				
小学校	[道徳科]への移行期間			一部改正学習指導要領 施行		新学習指導要領 施行	
			教科書採択	教科書使用	教科書採択	教科書使用	
中学校	[道徳科]への移行期間				一部改正学習指導要領 施行		新学習指導要領 施行
				教科書採択	教科書使用	教科書採択	教科書使用

本資料は、「教科書発行者行動規範」に則り、配布を許可されているものです。

日文の実践事例、教科情報
 詳しくはWebへ!

何が変わる？ 特別の教科 道徳 (道徳科)

監修：畿央大学大学院 教授 島 恒生

作画：たら子

原作：日本文教出版 編集部



どうする？
だ先生！
マンガで考える
道徳教育



このマンガは……弊社ウェブサイトで公開中の「道徳教育」を解説するマンガの特別版です。
この他の内容は、ウェブサイトをご覧ください。



こんな時こそ！

モモ
なぜか「道徳」について教えてくれる妖精(?)

私たちの出番ね！

ルル
同じく妖精(?)
なぜか一道にしか見えない



一道が教科化について勉強しようなんて偉いわねえ

さっそく「特別の教科道徳」(道徳科)を解説するわ！



二人とも！
僕を心配して来てくれたのか！

そんなんじゃないし！
うわっ



そうそう
昔の僕だ…

懐かしいな



わがきつとを言わせる授業



心情理解のみの授業

今回の教科化は「いじめの問題等への対応」が発端で、「軽視されがちな道徳の時間」の改善などがその理由なの

日常生活

各教科

総合的な学習の時間

特別活動

要としての道徳科

学校生活

学校の教育活動全体で行う道徳教育

家庭・地域での生活、活動

教科となっても道徳教育の基本的な考え方は変わらないわ

・道徳科を要^{かなめ}として学校の教育活動全体で行うこと

・内面的な資質である道徳性を養うこと

この二つね

※小学校では、この他に「外国語活動」があります。

そう、人間としてどう生きるかを自分で考えながら行動することが大切だね

「自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤」だよ

道徳性
(内面的な資質)

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度

ここでクイズだ！「道徳性」とは何だったかな？

えーっと…

日頃の教科や活動などでは「体験」をとおして

道徳科ではその体験や教科書の教材などをもとに「考え合うこと」をとおして道徳性を育むの

そして、「学校全体の道徳教育」と「道徳科」では、「道徳性」の育て方が違うんだ

【道徳教育の目標】道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方*を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
 *小学校学習指導要領 第1章 総則 第1の2の(2) *中学校は「人間としての生き方」



【道徳科の目標】第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

『小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 第1 目標』 *中学校は「物事を広い視野から…」、「人間としての生き方」





まとめ

「道徳科を要とし、教育活動全体で進める道徳教育」
の基本的な考え方は、教科化でも変わりません。

児童生徒が真剣に考え合う授業へと
変えていきましょう。



道徳科 授業実践に向けて

大阪教育大学 名誉教授 藤永 芳純

平成27年3月27日、「特別の教科である道徳(道徳科)」の設置について、学習指導要領の一部改正が告示された。「道徳の教科化」である。私たちは歴史の大きな転換点の「当事者」である。

1 教科化への道筋の概要

文部科学省が示した「道徳教育の抜本的改善・充実」(平成27年3月)では、道徳の時間の課題例として、以下のことがあげられている。

- ・各教科等比べて軽視されがち
- ・読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- ・発達の段階などを十分に踏まえ、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業
- ・そこで、「教科化」であるが、具体的なポイントとしては、次のように示された。

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善

- ☑ 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加

- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫

- ☑ 数値評価ではなく、記述評価で児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握すなわち歴史的な経緯と今日的な課題を踏まえ、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導することとは道徳教育が目指す方向の対極にあるもの」(「中央教育審議会答申」平成26年10月21日)という発想のもと、「考え、議論する」道徳科への転換が主唱された。「これまでも考えうる授業に取り組んできている。」という声が聞こえてくるが、より具体的に可視的な成果を早急に求められている。

2 教科化で、何が起きるか

- ・では、教育現場で何が起きるだろうか。授業時数の確保が進み、未履修が劇的に減る。

- ・検定教科書が供給され、多様な授業指導が開される、あるいは逆に教科書に頼る画一的な授業が展開される。

- ・評価基準、評価方法、実践事例についての議論が沸き起り授業が充実する、あるいは逆に混乱する、など。

いずれも個人的な極論であるが、検定教科書の配付は大きな影響を学校現場に及ぼすだろう。

3 道徳教育の目標

「道徳教育」の目標の記載である。なお、一部改正と新学習指導要領(平成29年3月31日)では、道徳に関わる部分に大幅な変更はない。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」(第1章 総則 第1の2の②)

自律性、自立性、主体性が強調され、他者との共生が言われているが、個の確立が前面に出ていると思われる。個の確立は本来的に社会性を含むと考えるべきであろうが、他者という人間関係についての言及にとどまり、集団・社会における広義の社会性についての表現が具体的にない。個の確立と社会の有意な構成員としての資質・能力の育成ということ言えば、前者だけが強調された印象である。

一方、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき」という文言が継承されたことは重要である。なぜ道徳教育にだけこの文言が明示されているのか。それは、道徳教育が人間としての生き方の方を支える「道徳心」の育成に関わるからである。教師個人の恣意や学校独自の勝手な方針、内容で道徳教育が行われることを公教育の立場から否定している。この枠組みが明示されていることで、偏向した思想教育のそしりを招くことのない状況が実現されなくてはならない。

4 「道徳科」(道徳授業)の目標

「道徳科」の目標の記載である。

「第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多角的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」(第3章 特別の教科 道徳 第1 目標)

授業目標の説明で、一部改正前の内容からは「道徳的な判断力」が先頭に置かれ、「〜等」「道徳的实践力」という表現が削除された。

「内面的資質・能力の育成」はどうなったか気になる。だが、最も注目したいのは、「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己

の生き方についての考えを深める学習」は、「道徳的諸価値についての理解を基に」とされていることである。

考え、議論する授業の前提には、児童が既に身に着けている「道徳的諸価値の理解」がある。その理解を基に、教材を手掛かりとして「多面的・多角的に考え」、「自己の生き方についての考えを深める」学習が、求められる。既に身に着けている道徳的諸価値の理解と、授業で深めた考えとは、常時相互に行き来して刺激し合い高められ深まり合う。こうした授業が想定されている。

5 平成29年度から準備すべきこと

小学校の場合、平成30年度に「道徳科」がスムーズに全面实施に移行できるように、平成29年度中に準備しておくべきことは何か(中学校の場合、同様のことが一年遅れで生じる)。

①道徳教育の全体計画の策定

道徳の授業は領域としての位置付けから、「教科化」されたのであるから、道徳教育の全体計画の作り直しをして、全教育活動における道徳教育の概念の整理と道徳科の位置付けを明確にしておくべきではない。

②道徳科の年間指導計画の策定

平成30年度からは、教科書を主たる教材として使用することが義務付けられる。多くの学校で行われている、あちこちの印刷資料の集成と

しての年間指導計画は、採択された教科書を使用する前提で書き換える必要が出てくる。

地域教材等の扱いについて、「多様な教材を併せて活用することが重要となる。」とされるが、同時に、「年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。」(小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 平成29年6月)とされていることでもあり、慎重な対応が必要である。

③「道徳科」の評価

道徳科の評価は、「児童の学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」について、「数値などではなく、記述式」で評価するとされた。

道徳科の評価は、その授業の評価であるから、授業を通して評価のための資料・根拠を収集することになる(私案を示す)。

- ・主体的に考え、発表できているか
 - ・他者の発表を聞いて、参考になっているか
 - ・新しい価値理解に出会っているか
 - ・既知の価値理解が深まっているか、など
- こうした情報収集のために、授業の指導過程の検討、道徳ノート・作業シートの活用の仕方など、教職員全員の協議、了解事項として決めておくべきことがある。

平成32年度からは、平成29年度の準備を踏まえ、平成30・31年度の実践を参考にし、より充実した「道徳科」の授業を目指さなくてはならない。

「道徳科」の設置と学校が対応する課題

東京純心大学 特任教授 吉澤 良保

1 「道徳科」の設置の経緯

一九九〇年代以降、いじめ問題が社会の関心事となる中で、公共の精神や集団生活の向上には欠かせない規範意識の希薄化した事象が数多く指摘されてきた。そのため国はまず「教育基本法」（平成18年12月22日）を改正し、「教育の目的は人格の完成を目指す点にあること」を従前の「教育基本法」でいう「人格（個人的人格、社会的人格、職業的人格）の陶冶にある」と確認した。

これを受けて教育再生実行会議から「第一次提言」（平成25年2月26日）が出され、道徳の「教科化」を提言した。以後、「道徳教育の充実に関する懇談会報告」（平成25年12月26日）、続いて中央教育審議会の「道徳教育専門部会審議のまとめ」（平成26年9月19日）、「中央教育審議会答申」（平成26年10月21日）を経て「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）、さらに「中学校学習指導要領」の一部改正（平成27年3月27日）が告示され、現行学習指導要領との対照が

明らかになる。学校関係者の一部からは、「なぜ道徳が、特別の教科になるのか」といった不安も聞かれるが、中学校における「道徳科」は平成31年度より道徳科教科書を使用した授業がスタートする。

2 なぜ、道徳科なのか

なぜ、「道徳の時間」ではなく道徳科なのか、である。それは「中学校学習指導要領」にみる「第2章 各教科」（教科担任制を敷く中学校では教科免許が必要）ではなく、学級担任が責任をもって学習指導する「特別の教科 道徳」として位置づけたからである。学級担任が生徒の人格の完成を目指す上で大切な諸価値を真正面から取り上げ、道徳科授業が展開できるようにするためである。道徳教育は、学校教育全体を通じて、生徒の心身の発達段階や社会とのかかわり方の広がりなどの状況や指導上の諸課題を踏まえ、道徳性を養うことを目標とする。その際、道徳科授業における指導内容については小・中・高等学校の各段階において共通する

内容の連続性を重視し、生徒の自立心や自律性、生命を尊重する態度の育成に必要な基本的な生活習慣、規範意識、公平公正、自然愛護などの人間関係を築く力や協力協調といった社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度や心情を学修できるアクティブ・ラーニングが、有効な学習方法になってくる。

*アクティブ・ラーニング

教員による講義形式の授業を、生徒が明日を生きるために必要な課題解決に向けた手段や方法を考え、実践する中で検討を加え、成果として発表する過程を通して論理的な思考力や課題設定力、課題解決力を「学修」するもの。

3 道徳教育の要としての道徳科

道徳教育の要かなめとしての道徳科授業は教育活動全体に波及し、生きて働くようにしなければならぬ。今日よりも明日に向かってよくなるようにとする人間としてのよき、道徳性の育成が道徳教育の目標だからである。即ち、「道徳的行為を主体的に実践するための内面的な資質・能力」を育むために主体的、自律的に生きようとする意欲をもって人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を発揮し、また、集団や社会の一員として協力協調しながらその発展に貢献しようとする生徒の深い学びが目標だからである。

改正教育基本法の趣旨を踏まえた「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月）は、いじめ問題への対処対応とともに、より一層、生徒の発達の段階を踏まえた体系的な道徳内容を充実し、道徳科授業の改善充実を期すために問題解決的な学習の導入などが大切であるとする。それは従来の学習指導において、読み物の登場人物の心情理解に偏った形式的な授業が散見されたことへの反省があるからである。さらに言及するならば、多様な価値観が、時には対立する状況を含め、その資料に見る道徳的価値に真剣に向き合い、誠実に何が問題であるかを考え、議論するために多様な生き方の事例と向き合い、自分はいかに生きるべきかを道徳的諸価値に照らして考え続ける自立した個を育む道徳科授業への転換を推進するためである。

次代を担う生徒たちが自ら学ぶ意欲をもち、未来への夢や希望を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自己の利益だけでなく社会や公共のために自分は何をなしようかを考え、実践する態度を育むことが目標なのである。

4 平成33年度から意識する点

「考え、議論する」道徳科授業の展開と充実には次の諸点を意識することが大切である。

・友人同士による多様な意見の発表、友人と教師の話し合いを聞きながら、「自分の新たな

生き方に向けて何か物語が始まる」という余韻をもって書き記すことができる自己評価のための道徳ノートの工夫が必要になる。

・友人同士、教師と友人が演ずる、職場体験やボランティア活動における体験の動作化、役割演技等の表現活動を通して自分が見過してきた周りの人々の心情や態度に気付くことができる深い学びの指導が大切になる。

・道徳教科書を使用して授業のねらいに迫るために、道徳教育推進教師の下で校内研修会において考え、議論できる発問をつくるなど、有効かつ合理的な指導法に関する共通理解が必要になる。

・生徒の実態に即し、ねらいに迫り、かつ今日的な課題を含む副次的な道徳教材の選定にかかわる組織的な取組が必要になる。

5 「考え、議論する」事例を教材とする道徳科授業

総合的な学習の時間の創設以降、中学校での実践的活動の内容は、身近な人権問題や福祉問題から、教育、文化・スポーツ、環境、保健医療、国際交流・協力、情報化、平和の促進、地域振興、貧困問題に至るまで、幅広い活動として理解されるようになった。この点に未来の実践的活動の主役となる生徒への支援が欠かせない道徳教育の役割がある。道徳科授業には、生徒の社会創造に向けた発想を豊かにする情報発信と

教師のかかわり方の要諦があると考える。それは、「考え、議論する」ために必要な躍動感づくりを意味する。活動の途中で生徒が「こんな生き方もあるのか」と洞察できるように問題解決的な学習や体験的な学習の教材が準備され提供される道徳科授業の存在が必要となる。だからこそ、道徳科の授業を含め学校全体で取り組む道徳教育は今後、

・いじめの防止、安全の確保、情報モラルといった現代的・社会的課題

・伝統文化の尊重と国際理解に関連した課題
・環境、貧困、人権、平和などの社会の持続可能な発展に関連した課題

などの理解に向けたカリキュラム・マネジメントが、校長の方針の下に学校評価と関連付けて道徳教育推進教師を中心に見直す必要が生じてくる。

生徒が「誇りをもって、よりよく明日を生きるため」に、教師はいかなる事柄を補充・深化・統合できているのか、そして教師はいかに生徒と交流し、授業展開をしているのか、といった指導と評価の態度をもって道徳性の育成にかかわっているのが留意点となる。

道徳科の評価について

畿央大学大学院 教授 島 恒生

1 「道徳科」の評価と指導

評価とは、児童生徒にとっては自らの成長を
実感し、自信と意欲を育てるものであり、教師
にとっては指導計画や方法を振り返り、充実・
改善に資するものである。

「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）におけ
る評価は、このことを徹底して考えることが大
切である。なぜなら、道徳科の評価は成績を付
けるものではないことと、評価は指導と一体と
なって機能しているものだからである。

道徳科の評価を研究している学校の、「結
局、評価をしようと思うと、授業がきちんとで
きていないとできないんです。」という言葉に
象徴される。実際、小学校一年生の一学期を例
に挙げると、この時期は、文章を十分に読めな
い、書けない、話せない時期であるが故に、評
価などは到底できないように考えがちであるが、
実は教師が最も評価を行っている時期でもあ
る。なぜなら、一人ひとりの児童の考えている
こと、感じていること、学習の状況をしっかり

と把握しなければ授業は成立しない。一人ひと
りをしっかりと捉え、授業の中で活躍させ、「し
っかりと考えたね。」「自分もそうやってこれま
で頑張ったんだ。」などと、認め、励ます評価が、
子どもたちの深い学びや意欲の高まりに直結し
ているのである。その積み重ねを、大きくくり
にして個人内評価の記述で示すのが指導要録など
になる。したがって、評価を進めていくために
は、授業の充実が欠かせないし、一人ひとりの
評価を丁寧に行うことで授業が深まるのである。
ところが残念なことに、学年が上がるにつれ、
評価が疎かになってしまいがちである。という
のも、一人ひとりの児童生徒を丁寧に評価しな
くても、一部の児童生徒だけで授業が成立する
のである。45分間、50分間、きちんと座って
くれるし、黙って聞いてくれるのである。これで、
児童生徒の学びを保障したと言えるのかどうか。
また、当然、そのような授業は、教師からの一
方的な伝達型の授業となる。
評価は指導と切り離して考えてはならないの
である。

2 評価の進め方

では、具体的にどのように評価を考えていけ
ばよいか。まず、「小学校学習指導要領」（平成
29年3月31日）の「第1章 総則 第3の2の
(1)」には、次のようにある。

「児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評
価し、学習したことの意味や価値を実感でき
るようにすること。また、各教科等の目標の
実現に向けた学習状況を把握する観点から、
単元や題材など内容や時間のまとまりを見通
しながら評価の場面や方法を工夫して、学習
の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意
欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす
ようにすること。」

さらに、道徳科における評価については、「第
3章 特別の教科 道徳 第3の4」に、次の
ようにある。

「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を
継続的に把握し、指導に生かすよう努める必
要がある。ただし、数値などによる評価は行
わないものとする。」

つまり、道徳科における評価は、それぞれの
授業における指導のねらいとの関わりにおいて、
児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子
を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長
を促すとともに、それによって自らの指導を評
価し、改善に努めることが求められるのである。

さらに、道徳科の評価においては、「①道徳科における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を、②継続的に把握し、③指導に生かす。④数値的な評価はしない。」ということことが求められる。いわゆる成績を付けたら、ねらいに到達したかどうかなど観点別に評価をしたリするのではないということである。

具体的には、国立教育政策研究所の西野真由美統括指導員が述べるように、幼稚園の先生がする評価と同じであると考えるとよい。

幼稚園の先生は、一人ひとりの子どもを丁寧に見取り、評価している。そして、保護者を見かけたときは、「お父さん、この頃、〇〇ちゃんすごいですよ。友達がケンカをしていたら、読んでいた絵本を閉じて、そばに行って『止めようね。』と言うようになったのですよ。すごいでしょ。」と伝えている。これは、真正正銘の評価であるが、世間では「幼稚園の先生は成績を付けている」とは言わない。この評価を、道徳科の時間にしようというのである。

評価には、「evaluation」(値踏み)、「assessment」(診断)、「appreciation」(真価を認めて励ます)などがある。道徳科の評価は、「appreciation」と捉えるとういだろう。

授業の中で、児童生徒が学習に夢中になり、それまでの自分の考え方や見方から、より多面的・多角的な見方をしている状況や、自分のよさや課題などと結び付けながら、自分とのかか

わりで考えている様子を一人ひとり、しっかりと見取るのである。そして、まずは、それを授業の中で認め、活躍させ、自らの深い学びへとつないでいくことができるようにするのである。また、授業後に言葉掛けやワークシートのコメントなどを使って励ましていくのである。その一連の学習状況や成長の様子を大きくりとらえ、指導要録や通知表などでは、認め、励ましていくのである。

3 指導要録や通知表等では

では、指導要録の記述はどのように進めればよいだろう。『特別の教科道徳』の指導方法・評価等について(報告)(平成28年7月22日)と文部科学省のQ&Aを参考に、ポイントは次の通りである。

- 教育活動全体と道徳科の評価を区別する。
- 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、
 - ・ 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか。
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。といった点に注目して見取る。
- 特に顕著と認められる具体的状況を記述。
- 生徒の成長を励ます個人内評価。
- 大きくくりなまとまりを踏まえた評価。
- 個別の内容項目の評価はしない。

文字として記し、伝えていくので、慎重さが求められる。指導要録では、抽象的な表現になるかも知れない。また、通知表では、分かりやすさが求められるが、何せ、文字数も限られる。具体的な姿、実際に書いた文章、話した言葉などの具体的状況を使いながら、道徳科の授業でのその児童生徒らしい頑張りや成長をプラス志向で表現していくことになるだろう。

- ・ 友達の意見をしっかりと聞き、深くうなづいたり、微笑んだりしながら、自分の考え方の広がりやワークシートに書いていた。
- ・ 登場人物に自分を重ね、人間の弱さに気がきながら、よりよく生きようとする思いが自分にもあることを発言していた。

4 今後、取り組んでいきたいこと

何より、道徳科の授業の充実である。「考え、議論する道徳」は、新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」である。それを支えるのが、授業力の向上とともに、児童生徒一人ひとりを見取り、活躍できるようにする「評価」である。

チーム学校としての組織的な取組、目の前の児童生徒のよさを生かし伸ばすためのカリキュラム・マネジメント、積極的に授業を見合い、磨き合う授業研究やローテーション授業など、多くの工夫ができるだろう。みんなで楽しく進めていきたいものである。

小学校学習指導要領 新旧対照表

・改訂箇所を対照できるように、現行学習指導要領の順序を替え、新学習指導要領に下線を引いています。また、重要な箇所にポイント解説を記しています。

・「第1章 総則」は、現行(平成27年一部改正)と新(平成29年告示)とを比較。
 「第3章 特別の教科 道徳」は、旧(平成20年告示)と新(平成29年告示)とを比較しています。

ポイント解説監修：愛知教育大学 教授 野平 慎二

現行 (平成27年一部改正)

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

新 (平成29年告示)

第1章 総 則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

POINT 1
 児童の発達を踏まえた指導の重視について追加している。詳しくは「第1章 総則 第4」で示している。

POINT 2
 「育成すべき資質・能力」と、それに関連して配慮すべき事柄について示している。

POINT 3
 「豊かな心」の涵養を目指す教育のひとつのあり方として、学校の教育活動全体で行う道徳教育を位置付けている。

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

③ 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

POINT 4
道徳科の「要」としての位置付けに変更はない。

POINT 5
道徳教育の目標に変更はない（中学校は「人間としての生き方」）。

POINT 6
「健やかな体」について示している。

POINT 7
道徳科においても、特質に応じてこれらの内容を指導することを求めている。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

POINT 8
育成すべき資質・能力の3つの柱について示している。

POINT 9
カリキュラム・マネジメントについて示している。以下、「第1章 総則 第2」から「第1章 総則 第6」は、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続きを踏まえて示している。なお、道徳教育において、教職の専門性に立脚しつつ、これらの事項に配慮して進めることを求めている。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関

連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

3 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

4 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

5 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

第3 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

オ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

② 授業時数等の取扱い
 ア 各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

POINT 10
 現行では「第1章 総則 第4の3」として示していた内容が「第1章 総則 第6」として独立したことを踏まえ、強調している。

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

4 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(3) 各教科の各学年の指導内容については、そのまとも方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

(ウ) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとも方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

- (2) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
- (4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づき幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。
- また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初において、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。
- (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

① 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

② 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるときともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

③ 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を

POINT 11
「主体的・対話的で深い学び」について示している。道徳科においても、その実現に向けた授業改善を求めている。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

習得するための学習活動

- (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動
- (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

- (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。

- (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学

習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童の発達への支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

(2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に並び、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

(6) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に並び、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習や発展的な学習

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

などの学習活動を取り入れた指導，教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。

や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや，教師間の協力による指導体制を確保することなど，指導方法や指導体制の工夫改善により，個に応じた指導の充実を図ること。その際，第3の1の③に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については，次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用す

(ア) 障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。特に，特別支援学級又は通級による指導については，教師間の連携に努め，効果的な指導を行うこと。

POINT 12

学習指導要領改訂の経緯で指摘された「様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きる」という課題を踏まえ，特別な配慮を必要とする児童の権利が保障された公正で公平なカリキュラム・マネジメントを行うことは，学校のあらゆる教育活動を通じて行われべき道徳教育の基盤としても重要であることを示唆している。

<p>(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。</p>	<p>ることに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受けける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。</p> <p>(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導</p> <p>ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。</p> <p>イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。</p> <p>(3) 不登校児童への配慮</p> <p>ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</p>
<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価等</p> <p>ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を担いつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラ</p>

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

<p>(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p>	<p>ム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</p> <p>1 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。</p> <p>イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</p>
<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教</p>	<p>第6 道徳教育に関する配慮事項</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道</p>

育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

徳教育推進教師」いう。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

旧 (平成20年告示)

※現行(平成27年一部改正)と新(平成29年告示)では、POINT14の1か所を除き変更がないため、旧(平成20年告示)の内容を示している。

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

〔第1学年及び第2学年〕

(9) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。

〔第3学年及び第4学年〕

(9) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。

〔第5学年及び第6学年〕

(9) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。

(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

(4) 過ちは素直に改め、正直に明るいいで元氣よく生活する。

新 (平成29年告示)

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

〔善悪の判断、自律、自由と責任〕

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

〔正直、誠実〕

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るいいで生活すること。

POINT 13 「道徳教育全体」ではなく「道徳科」に限定した目標に変更している。

POINT 14 現行(平成27年一部改正)と新(平成29年告示)では、この1か所のみ変更している。

POINT 15 「道徳科」の目標 最終的な目標は「道徳教育」と同じ「道徳性の育成」であることを示している。

POINT 16 「道徳科」の学習 児童の道徳性を養うための学習過程をより具体的に示している。

POINT 17 「道徳科」で育てる資質・能力 「道徳的実践力」を「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」に改めている。また、判断力を先頭に移動し、「など」を削除している。

POINT 18 補充・深化・統合は、「第3章 第3の2」に移動して整理している。

POINT 19 系統性、発展性を意識して指導できるよう、キーワードを追加し、内容項目ごとにまとめている。

(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。

(4) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

(4) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

(4) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

(4) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。

(4) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。

(4) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。

(4) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。

(4) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。

(4) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るい心で生活すること。

〔節度、節制〕

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

〔第5学年及び第6学年〕

安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

〔個性の伸長〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分の特徴に気付くこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。

〔希望と勇気、努力と強い意志〕

〔第1学年及び第2学年〕

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。

〔第5学年及び第6学年〕

より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

〔真理の探究〕

〔第5学年及び第6学年〕

真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

POINT 20
新項目。自他の相違の尊重に関わって、低学年から指導している。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

2 主として他の人とのかわりに関すること。

(㊦) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

(㊧) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。

(㊨) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。

(㊩) 日ごろ世話になっている人々に感謝すること。

(㊪) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。

(㊫) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

(㊬) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

(㊭) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

(㊮) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

新 (平成 29 年告示)

B 主として人との関わりに関すること

【親切, 思いやり】

【第 1 学年及び第 2 学年】

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

【第 3 学年及び第 4 学年】

相手のことを思いやり、進んで親切にすること。

【第 5 学年及び第 6 学年】

誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。

【感謝】

【第 1 学年及び第 2 学年】

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

【第 3 学年及び第 4 学年】

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

【第 5 学年及び第 6 学年】

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

【礼儀】

【第 1 学年及び第 2 学年】

気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。

【第 3 学年及び第 4 学年】

礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。

【第 5 学年及び第 6 学年】

時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。

【友情, 信頼】

POINT 21

家族の形態や家族間関係は多様であるという事実に鑑み、家族のみならず学校や地域社会において、自分を世話し自分の生活を支えてくれている人々の思いについて知り、考えることの大切さを示している。

(9) 友達と仲よくし、助け合う。

(9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

(9) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすること。

4 主として集団や社会とのかわりに関すること。

(4) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

(4) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

(4) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

(9) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。

(9) 働くことよさを感じて、みんなのために働く。

〔第1学年及び第2学年〕
友達と仲よくし、助け合うこと。

〔第3学年及び第4学年〕
友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。

〔第5学年及び第6学年〕
友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。

〔相互理解、寛容〕

〔第3学年及び第4学年〕
自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕
自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C 主として集団や社会とのかわりに関すること

〔規則の尊重〕

〔第1学年及び第2学年〕
約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕
約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

〔第5学年及び第6学年〕
法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

〔公正、公平、社会正義〕
〔第1学年及び第2学年〕
自分の好き嫌いでとらわれないで接すること。

〔第3学年及び第4学年〕
誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕
誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

〔勤労、公共の精神〕
〔第1学年及び第2学年〕
働くことよさを知り、みんなのために働くこと。

POINT 22
多様な性が存在している現実を踏まえ、自分とは異なる性のありようを正しく理解することを求めている。

POINT 23
新項目。いじめなどの問題に対応するとともに、多様性の尊重を基盤とする社会の創造に資するべく、中学年から指導の充実を図っている。

POINT 24
児童にとつての対象の広がり即して、旧の「3主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。」と順序を入れ替えている。

POINT 25
新項目。いじめなどの問題に対応するとともに、差別や偏見のない社会の創造に資するべく、低学年から指導の充実を図っている。

POINT 26
新項目。中学年でも指導の充実を図っている。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

新 (平成 29 年告示)

(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕
働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。

(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕
働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。

〔家族愛、家庭生活の充実〕

(6) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。

〔第 1 学年及び第 2 学年〕
父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。

(8) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕
父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

(6) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕
父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。

〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕

(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しむこと。

〔第 1 学年及び第 2 学年〕
先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しむこと。

(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなが協力し合って楽しい学級をつくる。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕
先生や学校の人々を敬愛し、みんなが協力し合って楽しい学級や学校をつくること。

(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなが協力し合いよりよい校風をつくる。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕
先生や学校の人々を敬愛し、みんなが協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。

(6) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。

POINT 27

旧の高学年 4-(6) と 4-(3) の内容をまとめている。

POINT 28

「国際理解、国際親善」の記述とバランスをとるため、「我が国」という語を追加している。

(㉔) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。

(㉕) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。

(㉖) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

(㉗) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(㉘) 生きることを喜び、生命を大切にすることを。

(㉙) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

(㉚) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他が生命を尊重する。

(㉛) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。

(㉜) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にすること。

(㉝) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。

〔国際理解，国際親善〕

〔第1学年及び第2学年〕

他国の人々や文化に親しむこと。

〔第3学年及び第4学年〕

他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

D 主として生命や自然、崇高なもののかかわりに関すること

〔生命の尊さ〕

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

〔自然愛護〕

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

POINT 29

旧の中学年4(5)と4(6)の内容をまとめ、「国際理解」に関わる内容を分離している。

POINT 30

新項目。中央教育審議会答申の「今後のグローバル化の中では、自国の伝統や文化への深い理解はもとより、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生なども重要な内容」という提言を踏まえ、発達段階を踏まえたより体系的な内容になっている。

POINT 31

生命尊重の重要性を鑑み、視点の名称を一部変更している。

POINT 32

生命の相互の関連性や連続性について追加し、中学校の内容と系統性をもたせている。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

新 (平成 29 年告示)

〔感動、畏敬の念〕

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

〔第 3 学年及び第 4 学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

〔よりよく生きる喜び〕

〔第 5 学年及び第 6 学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。

POINT 33

新項目。中学校の内容と系統性をもたせている。

POINT 34

文言の順序を入れ替え、整理している。

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第 2 に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2 学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第 2 に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第 2 に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2 学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第 2 の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・

2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐむためのものであり、道徳の時間ほもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとす。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 (4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。

3 (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会と

発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意味について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意味などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門

POINT 35
旧の「補充・深化・統合」について説明している。

POINT 36
「教え込み」ではない、児童の主体的な学習を求めている。

POINT 37
道徳科のねらいを達成するために、自らの考えを深める言語活動を充実する必要性を示している。

POINT 38
児童が考え議論する道徳科へと転換するため、答えが一つではない問題を道徳的課題として捉える問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な学習など、多様で効果的な指導方法を適切に導入することを求めている。

POINT 39
多様な価値観の存在を踏まえ、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を育成していくために、情報モラルをはじめとする現代的な課題の取扱いについて示している。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

の共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3

(3) 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

新 (平成 29 年告示)

家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3

教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

POINT 40

教職の専門性に立脚した、児童の道徳性の育成に資する教材の開発や活用の意義を示している。

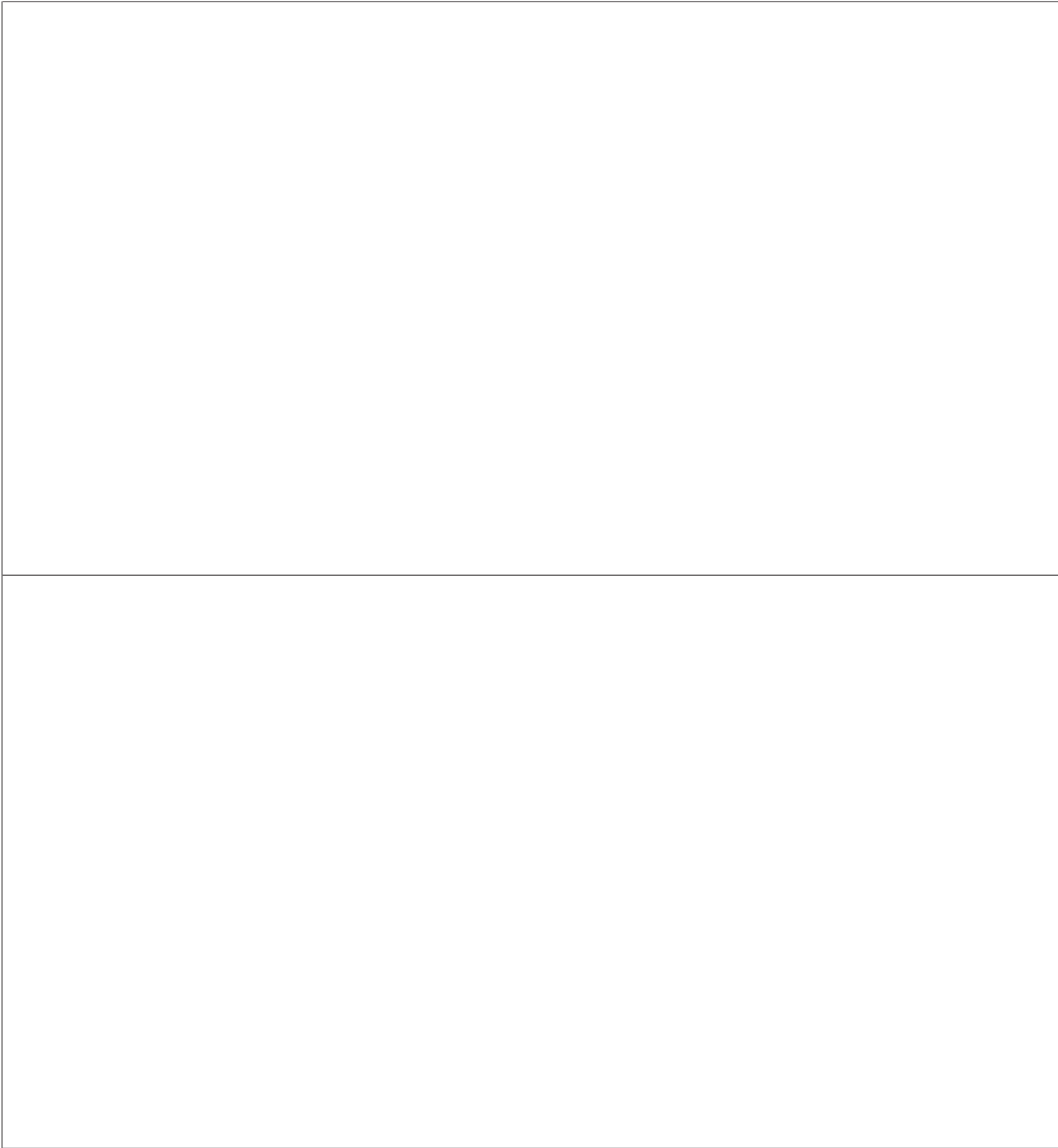
POINT 41

旧の「第3章 第3の1の(3)」で、高学年について触れていた内容を取り入れている。

POINT 42

●**評価の基本的な考え方**
 ・数値ではなく記述式による評価
 ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくり
 ・児童の成長を積極的に受け止め、励ます個人内評価
 ・学期ごとや1年間など一定のまとまりの中で見取る
 ・調査書に記載せず、入学者選抜に活用しない
 ●**児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取るポイント例(発言や感想文などから)**
 ・一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
 ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。



中学校学習指導要領 新旧対照表

・改訂箇所を対照できるように、現行学習指導要領の順序を替え、新学習指導要領に下線を引いています。また、重要な箇所にポイント解説を記しています。

・「第1章 総則」は、現行（平成27年一部改正）と新（平成29年告示）とを比較、

「第3章 特別の教科 道徳」は、旧（平成20年告示）と新（平成29年告示）とを比較しています。

ポイント解説監修：愛知教育大学 教授 野平 慎二

現行（平成27年一部改正）

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならぬ。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

新（平成29年告示）

第1章 総 則

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

② 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

POINT 1
生徒の発達を踏まえた指導の重視について追加している。詳しくは「第1章 総則 第4」で示している。

POINT 2
「育成すべき資質・能力」とそれに関連して配慮すべき事柄について示している。

POINT 3
「豊かな心」の涵養を目指す教育のひとつのあり方として、学校の教育活動全体で行う道徳教育を位置付けている。

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

③ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間などにおいてもそれぞれの特質及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

POINT 4
道徳科の「要」としての位置付けに変更はない。

POINT 5
道徳教育の目標に変更はない（小学校は「自己の生き方」）。

POINT 6
「健やかな体」について示している。

POINT 7
道徳科においても、特質に応じてこれらの内容を指導することを求めている。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしたがら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

POINT 8
育成すべき資質・能力の3つの柱について示している。

POINT 9
カリキュラム・マネジメントについて示している。以下、「第1章 総則 第2」から「第1章 総則 第6」は、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続きを踏まえて示している。なお、道徳教育においても、教職の専門性に立脚しつつ、これらの事項に配慮して進めることを求めている。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関

連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

3 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

4 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

5 各学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合においては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。

6 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようになければならない。

7 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

第3 授業時数等の取扱い

1 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行う

達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

オ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合においては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

POINT 10
 現行では「第1章 総則 第4の3」として示していた内容が「第1章 総則 第6」として独立したことを踏まえ、強調している。

ことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

4 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

① 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

② 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ロ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(ハ) 各学校において、生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

③ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

④ 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

⑤ 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

- (2) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとも方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。
- (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

しながら、そのまとも方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

① 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向か

POINT 1
「主体的・対話的で深い学び」について示している。道徳科においても、その実現に向けた授業改善を求めている。

(1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

(10) 各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(1) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

う力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

(5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間

第4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人

関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

(4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

(7) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に

POINT 12

学習指導要領改訂の経緯で指摘された「様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きる」という課題に鑑み、特別な配慮を必要とする生徒の権利が保障された公正で公平なカリキュラム・マネジメントを行うことは、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべき道徳教育の基盤としても重要であることを示唆している。

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
ウ 障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受けるとともに、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

	<p>(3) 不登校生徒への配慮</p> <p>ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</p> <p>(4) 学齢を経過した者への配慮</p> <p>ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らし、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。</p> <p>イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。</p>
<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等</p> <p>ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。</p> <p>イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじ</p>

現行 (平成27年一部改正)

新 (平成29年告示)

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようとする。

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

めの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第6 道徳教育に関する配慮事項
道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮する

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

ものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

旧 (平成20年告示)

※現行(平成27年一部改正)と新(平成29年告示)では、POINT14の1か所を除き変更がないため、旧(平成20年告示)の内容を示している。

第3章 道徳

第1 目 標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (9) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
 - (10) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
 - (11) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。
 - (12) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

新 (平成29年告示)

第3章 特別の教科 道徳

第1 目 標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内 容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳料においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

- 【自主、自律、自由と責任】
自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。
- 【節度、節制】
望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする^{POINT 18}こと。
- 【向上心、個性の伸長】
自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。
- 【希望と勇氣、克己と強い意志】
より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇氣をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。
- 【真理の探究、創造】

POINT 13 「道徳教育全体」ではなく「道徳科」に限定した目標に変更している。

POINT 14 現行(平成27年一部改正)と新(平成29年告示)では、この1か所のみ変更している。

POINT 15 「道徳科」の目標 最終的な目標は「道徳教育」と同じ「道徳性の育成」であることを示している。

POINT 16 「道徳科」の学習 生徒の道徳性を養うための学習過程をより具体的に示している。

POINT 17 「道徳科」で育てる資質・能力 「道徳的実践力」を「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」に改めている。また、判断力を先頭に移動し、「など」を削除している。

POINT 18 「補充・深化・統合」は、「第3章 第3の2」に移動して整理している。

POINT 19 系統性、発展性を意識して指導できるよう、キーワードを追加し、内容項目ごとにまとめている。

(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。

2 主として他の人とのかわりに関すること。

(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。

(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

(4) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。

(9) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。

(4) 男女は、互いに異性についての正しき理解を深め、相手の人格を尊重する。

(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。

4 主として集団や社会とのかわりに関すること。

(4) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

(9) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、

真実を大切にし、真実を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B 主として人との関わりに関すること

【思いやり、感謝】

思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。

【礼儀】

礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。

【友情、信頼】

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

【相互理解、寛容】

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

【遵法精神、公徳心】

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

【公正、公平、社会正義】

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

【社会参画、公共の精神】

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

【勤労】

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考

POINT 20
旧の2-(2)と2-(6)の内容をまとめている。

POINT 21
家族の形態や家族間関係は多様であるという事実に鑑み、家族のみならず学校や地域社会において、自分を世話し自分の生活を支えてくれている人々の思いについて知り、考えることの大切さを示している。

POINT 22
旧の2-(3)と2-(4)の内容をまとめている。

POINT 23
多様な性が存在している現実を踏まえ、自分とは異なる性のありようを正しく理解することを求めている。

POINT 24
生徒にとつての対象の広がりに関して、旧の「3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること。」と順序を入れ替えている。

POINT 25
旧の4-(2)にあつた「公徳心」の内容を踏まえるとともに、社会のよりよい在り方を主眼的に考えることの重要性を示している。

POINT 26
旧の4-(5)にあつた「奉仕の精神」を「公共の精神」に改めている。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

公共の福祉と社会の発展に努める。

(㊦) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

(㊧) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

(㊨) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

(㊩) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

(㊪) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

(㊫) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

(㊬) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

(㊭) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

新 (平成 29 年告示)

えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

【家族愛, 家庭生活の充実】

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

【よりよい学校生活, 集団生活の充実】

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実を努めること。

【郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度】

郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

【我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度】

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

【国際理解, 国際貢献】

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

D 主として生命や自然、崇高なもののかかわりに関すること

こと

【生命の尊さ】

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

【自然愛護】

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

【感動, 畏敬の念】

POINT 27
キャリア教育を踏まえた内容に改めている。

POINT 28
旧の 4(7) と 4(4) の内容をまとめている。

POINT 29
生命尊重の重要性を鑑み、視点の名称を一部変更している。

POINT 30
旧の 3(2) の内容を「自然愛護」と「感動, 畏敬の念」の 2 つに分け、小学校の内容と系統性をもたせている。

(4) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科，総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら，計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

2 第2に示す道徳の内容は，生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり，道徳の時間ほととより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際，生

美しいものや気高いものに感動する心をもち，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。
【よりよく生きる喜び】

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し，人間として生きること喜びを見いだすこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては，道徳教育の全体計画に基づき，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら，道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお，作成に当たっては，第2に示す内容項目について，各学年において全て取り上げることとする。その際，生徒や学校の実態に応じ，3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導，一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが，校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう，計画的・発展的な指導を行うこと。特に，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや，生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること，内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 生徒が自ら道徳性を養う中で，自らを振り返って成長を実感したり，これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際，道徳性を養うことの意義について，生徒自らが考え，理解し，主

POINT 31
文言の順序を入れ替え，整理している。

POINT 32
旧の「補充・深化・統合」について説明している。

旧 (平成 20 年告示)

※現行 (平成 27 年一部改正) と新 (平成 29 年告示) では、POINT14 の 1 か所を除き変更がないため、旧 (平成 20 年告示) の内容を示している。

徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付
けられるよう工夫する必要がある。

3

(4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの
表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する
中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよ
う工夫すること。

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第 2 に示す道
徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指
導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間
関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内
容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要があ
る。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施
や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の
積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会

新 (平成 29 年告示)

体的に学習に取り組むことができるようにすること。
また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認め
ながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするこ
とのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大
切にすること。

(4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを
深め、判断し、表現する力などを育てることができるよう、
自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語
活動を充実すること。その際、様々な価値観について
多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設
けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しなが
ら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことが
できるよう留意すること。

(5) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらい
に即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体
験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工
夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内
容の意義などについて考えることができるようにする
こと。また、特別活動等における多様な実践活動や体
験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

(6) 生徒の発達段階や特性等を考慮し、第 2 に示す内
容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を
充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命
倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な
課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分と
の関係において考え、その解決に向けて取り組もうとす
る意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見
方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え
方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材
の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門

POINT 33 「教え込み」ではない、生
徒の主体的な学習を求めて
いる。

POINT 34 小学校にはない記述。教師
が生徒と共に考える姿勢を
重視している。

POINT 35 道徳科のねらいを達成する
ために、自らの考えを深め
る言語活動を充実する必要
性を示している。

POINT 36 小学校にはない記述。

POINT 37 生徒が考え議論する道徳科
へと転換するため、答えが
一つではない問題を道徳的
課題として捉える問題解決
的な学習や、道徳的行為に
関する体験的な学習など、
多様で効果的な指導方法を
適切に導入することを求め
ている。

POINT 38 多様な価値観の存在を踏ま
え、他者に対して話し協働しな
がら、よりよい方向を目指
す資質・能力を育成してい
くために、情報モラルをは
じめとする現代的な課題の
取扱いについて示している。

との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

3

(3) 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3

教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

POINT 39
小学校にはない記述。

POINT 40
教職の専門性に立脚した、生徒の道徳性の育成に資する教材の開発や活用の意義を示している。

POINT 41
小学校にはない記述。

POINT 42
●**評価の基本的な考え方**
・数値ではなく記述式評価
・個々の内容項目ごとではなく、大きくくり
・児童の成長を積極的に受け止め、励ます個人評価
・学期ごとや1年間など一定のまとまりの中で見取る
・調査書に記載せず、入学者選抜に活用しない
●**生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を見取るポイント例**（発言や感想などから）
・一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

「新」は「学習指導要領」(平成29年告示)を指す。内容は一部改正「学習指導要領」(平成27年告示)と同一である。
「旧」は一部改正前の「学習指導要領」(平成20年告示)を指す。

小学校 第5学年及び第6学年(22項目)		中学校(22項目)		中学校 キーワード
新	旧	新	旧	
自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	1-(3)	自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	1-(3)	自主、自律、自由と責任
誠実に、明るい心で生活すること。	1-(4)			
安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	1-(1)	望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	1-(1)	節度、節制
自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	1-(6)	自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	1-(5)	向上心、個性の伸長
より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	1-(2)	より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。	1-(2)	希望と勇気、克己と強い意志
真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	1-(5)	真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	1-(4)	真理の探究、創造
誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	2-(2)	思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	2-(2) 2-(6)	思いやり、感謝
日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	2-(5)			
時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	2-(1)	礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	2-(1)	礼儀
友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	2-(3)	友情の尊さを理解して心から信頼できる友達を持ち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	2-(3) 2-(4)	友情、信頼
自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	2-(4)	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方を理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	2-(5)	相互理解、寛容
法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	4-(1)	法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	4-(1) 4-(2)	遵法精神、公德心
誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	4-(2)	正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	4-(3)	公正、公平、社会正義
働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	4-(4)	社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	4-(2) 4-(5)	社会参画、公共の精神
		勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	4-(5)	勤労
父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	4-(5)	父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	4-(6)	家族愛、家庭生活の充実
先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	4-(6) 4-(3)	教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚を持ち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	4-(7) 4-(4)	よりよい学校生活、集団生活の充実
		郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	4-(8)	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(7)	優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	4-(9)	我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
		世界の中の日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	4-(10)	国際理解、国際貢献
生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえないものであることを理解し、生命を尊重すること。	3-(1)	生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。	3-(1)	生命の尊さ
自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	3-(2)	自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	3-(2)	自然愛護
美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	3-(3)	美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	3-(2)	感動、畏敬の念
よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	★新	人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	3-(3)	よりよく生きる喜び

「道徳科（特別の教科 道徳）」の内容の学年段階・学校段階の一覧表

	小学校 キーワード	小学校 第1学年及び第2学年(19項目)		小学校 第3学年及び第4学年(20項目)	
		新	旧	新	旧
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断, 自律, 自由と責任	よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	1-(3)	正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	1-(3)
	正直, 誠実	うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	1-(4)	過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	1-(4)
	節度, 節制	健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	1-(1)	自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。	1-(1)
	個性の伸長	自分の特徴に気付くこと。	★新	自分の特徴に気づき、長所を伸ばすこと。	1-(5)
	希望と勇氣, 努力と強い意志	自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	1-(2)	自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	1-(2)
	真理の探究				
B 主として人との関わり に関すること	親切, 思いやり	身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	2-(2)	相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	2-(2)
	感謝	家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	2-(4)	家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。	2-(4)
	礼儀	気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	2-(1)	礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。	2-(1)
	友情, 信頼	友達と仲よくし、助け合うこと。	2-(3)	友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	2-(3)
	相互理解, 寛容			自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	★新
C 主として集団や社会との関わりに関すること	規則の尊重	約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	4-(1)	約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	4-(1)
	公正, 公平, 社会正義	自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	★新	誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。	★新
	勤労, 公共の精神	働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	4-(2)	働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。	4-(2)
	家族愛, 家庭 生活の充実	父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	4-(3)	父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	4-(3)
	よりよい学校 生活, 集団生活 の充実	先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	4-(4)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。	4-(4)
	伝統と文化の 尊重, 国や郷土を愛 する態度	我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	4-(5)	我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-(6) 4-(5)
	国際理解, 国際親善	他国の人々や文化に親しむこと。	★新	他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	4-(6)
D 主として生命や自然 に関すること	生命の尊さ	生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	3-(1)	生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	3-(1)
	自然愛護	身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	3-(2)	自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	3-(2)
	感動, 畏敬の念	美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	3-(3)	美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	3-(3)
	よりよく生き る喜び				

「特別の教科 道徳」ポイント解説資料 **改訂版**

日文 教授用資料

平成29年(2017年)10月31日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD 33371

日本文教出版 株式会社
<http://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL:06-6692-1261 FAX:06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16
TEL:03-3389-4611 FAX:03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14
TEL:092-531-7696 FAX:092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1-13-18-F-B
TEL:052-979-7260 FAX:052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL:011-764-1201 FAX:011-764-0690